

名古屋市上下水道局土木工事用資材の製作者登録要綱

(平成18年9月8日局長決裁)

(最終改正平成24年4月1日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が施行する土木工事（工事請負者が施行する工事を含む。以下「工事」という。）を適正かつ円滑に行うとともに当局の施設の維持管理を効率的かつ安全に行うため、標準的・経常的に使用する水道用資材及び下水道用資材（以下「工事用資材」という。）に係る製作者登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 品目指定 工事用資材のうち、良好な品質の確保等の観点からその製作者を登録する必要があるものを指定することをいう。
- (2) 製作者登録 指定した資材の製作者のうち、製作する指定品目の品質が工事に使用するものとして適当であると上下水道局長（以下「局長」という。）が認める者を登録することをいう。
- (3) 登録製作者 製作者登録を受けた者をいう。

(工事で使用する資材)

第3条 工事において品目指定をした資材を使用する場合には、登録製作者の製作するものの中から用途に応じたものを使用するものとする。ただし、大規模な災害その他のやむを得ない事情によりこれによることができないときは、この限りでない。

(品目指定)

第4条 品目指定は、局長が行う。

- 2 局長は、第2条第1号の規定により指定した品目（以下「指定品目」という。）について、別途一覧表を作成し公表する。
- 3 局長は、指定品目について、必要に応じて見直しを行うものとする。
- 4 局長は、前項の規定による見直しにより品目指定を取り消したときは、当該取り消しに係る指定品目について製作者登録を受けている者に対し、その旨を通知する。

（技術仕様）

第5条 工事用資材の技術上の仕様については、土木工事共通仕様書（共通編）、土木工事共通仕様書附属書（水道編・下水道編）、標準構造図（水道編・下水道編）等に定めるところによる。

（製作者登録）

第6条 製作者登録は、指定品目ごとに局長が行うものとする。

- 2 製作者登録の事務取扱いについては、この要綱に定めるもののほか名古屋市上下水道局水道用資材の製作者登録要領（以下「水道用資材要領」という。）又は名古屋市上下水道局下水道用資材の製作者登録要領（以下「下水道用資材要領」という。）に定めるところによる。
- 3 局長は、登録製作者について、別途一覧表を作成し公表する。

（製作者登録の制限）

第7条 局長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その事実があった日から2年間の限度として製作者登録を行わないことができる。

- (1) 工事の資材の納入に関し、事故又は不正行為があった者
 - (2) 納入した資材に関し、登録製作者の責に帰すべき事由により当局に損害を与えた者
 - (3) 製作者登録に関し虚偽の申請をした者
- 2 局長は、次の各号のいずれかに該当する者については、製作者登録を行わないことができる。
 - (1) 不渡手形の発行等、経営及び信用の状況が著しく悪化していると認めら

れる者

(2) 前号に掲げる者のほか登録製作者として不相当であると認められる者

(登録申請)

第8条 製作者登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事用資材登録申請書（別記様式第1。以下「登録申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

2 登録申請書には、水道用資材要領又は下水道用資材要領に定める書類（以下「添付書類」という。）を添付しなければならない。

(変更の届出等)

第9条 登録製作者は、主たる事務所の所在地、名称、連絡先又は添付書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく工事用資材変更登録申請書（別記様式第3。以下「変更申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

2 変更申請書には、添付書類（記載内容に変更があったものに限る。）を添付しなければならない。

3 登録製作者は、その製作者登録に係る指定品目の製造を中止し、若しくは廃止し、又は製作者登録の辞退を希望するときは、遅滞なく工事用資材製作者登録辞退届（別記様式第5）を局長に提出しなければならない。

(製作者登録等の通知)

第10条 局長は、第8条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という。）があった場合、当該申請の内容が別に定める要件のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請に係る申請者について製作者登録を行うものとする。

2 局長は、登録申請について、製作者登録を行ったときは、工事用資材の登録について（別記様式第2）により、その旨を当該登録申請に係る申請者に通知するものとする。

3 局長は、登録申請について、製作者登録を行わないものと認めたときは、工事用資材の不登録について（別記様式第2の2）により、その旨を当該登

録申請に係る申請者に通知するものとする。

- 4 局長は、製作者登録の内容の変更を行ったときは、工事用資材の変更登録について（別記様式第4）により、その旨を当該変更に係る登録製作者に通知するものとする。

（製作者登録の取消し）

第11条 局長は、登録製作者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、その製作者登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (2) 前条第1項に規定する別に定める要件に適合しなくなったとき。
 - (3) 登録製作者の製作した製品の使用により当局施設の維持管理において不具合が生じたとき。
 - (4) 第9条第1項に規定する届出を怠ったとき。
- 2 局長は、前項の規定により製作者登録を取り消したときは、工事用資材の登録抹消について（別記様式第6）により、その旨を当該取り消しに係る登録製作者に通知するものとする。

（その他）

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項については、局長が別に定めるものとする。

（庶務）

第13条 この要綱に係る事務は、計画部技術管理課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月8日から施行する。
- 2 水道用資材の製作者登録に関する要領（平成14年4月1日局長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行日前に製作者登録を受けた製造業者は、引き続きこの要綱

による製作者登録を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日一部改正する。

附 則（平成24年2月21日計画部長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

土木工事用資材登録申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名 印

下記製品について土木工事用資材の製作者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付種類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請品名

2 添付書類

- (1) 会社概要
- (2) 日本水道協会検査工場等登録の写し
- (3) 工場内設備配置図兼原材料等の流図
- (4) 品質管理体制表
- (5) 社内作業標準図・検査体制表
- (6) 材料試験成績表等証明書類
- (7) 製品仕様書並びに関係図書
- (8) 製造実績及び納入実績等

3 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

上計管第 号

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

〇〇 〇〇

土木工事用資材の登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました下記製品については、審査の結果、製作者として登録しましたので通知します。

記

1 登録品名

2 登録有効期間

年 月 日から

年3月31日まで

上計管第 号

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

〇〇 〇〇

土木工事用資材の不登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました下記製品については、審査の結果、下記の理由により、登録できませんでしたので通知します。

記

- 1 申請品名
- 2 不登録理由

土木工事用資材変更登録申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名 印

土木工事用資材の製作者登録内容を変更しますので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録品名

2 変更内容

3 添付書類

- (1) 会社概要
- (2) 日本水道協会検査工場等登録の写し
- (3) 工場内設備配置図兼原材料等の流図
- (4) 品質管理体制表
- (5) 社内作業標準図・検査体制表
- (6) 材料試験成績表等証明書類
- (7) 製品仕様書並びに関係図書

4 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

上計管第 号

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

〇〇 〇〇

土木工事用資材の変更登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました登録内容の変更について、審査の結果、変更登録をしましたので通知します。

記

1 変更事項・品名

2 変更登録内容

土木工事用資材製作者登録辞退届

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名 印

土木工事用資材の製作者登録を辞退したいので、関係書類を添えて届出します。

この届出のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録品名

2 登録辞退内容

3 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

上計管第 号

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

〇〇 〇〇

土木工事用資材の登録抹消について (通知)

年 月 日付で、貴社から届出がありました下記製品については、
製作者登録を抹消しましたので通知します。

記

1 登録抹消品名

2 登録抹消理由